

平成30年第4回笠松町議会定例会会議録（第1号）

平成30年12月7日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

議 長	3番	尾 関 俊 治
副 議 長	5番	田 島 清 美
議 員	1番	竹 中 光 重
〃	2番	古 田 聖 人
〃	4番	川 島 功 士
〃	6番	伏 屋 隆 男
〃	7番	岡 田 文 雄
〃	8番	安 田 敏 雄
〃	9番	船 橋 義 明
〃	10番	長 野 恒 美

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	広 江 正 明
副 町 長	川 部 時 文
教 育 長	宮 脇 恭 顯
監 査 委 員	小 林 正 明
総 務 部 長	村 井 隆 文
企画環境経済部長	堀 仁 志

住 民 福 祉 部 長	服 部 敦 美
建 設 水 道 部 長	田 中 幸 治
教 育 文 化 部 長	足 立 篤 隆
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	那 波 哲 也
総 務 課 長	佐々木 正 道
企 画 課 長	山 内 明
環 境 経 済 課 長	伊 藤 博 臣

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	平 岩 敬 康
書 記	中 野 妙 子

1. 議事日程（第1号）

平成30年12月7日（金曜日） 午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 第6号報告 専決処分の報告について
- 日程第5 第68号議案 平成30年度笠松町一般会計補正予算（専決第2号）の専決処分の承認について
- 日程第6 第69号議案 笠松町農業委員会委員の任命同意について
- 日程第7 第70号議案 笠松町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例について
- 日程第8 第71号議案 笠松町部設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 第72号議案 笠松町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 第73号議案 平成30年度笠松町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第11 第74号議案 平成30年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第12 第75号議案 平成30年度笠松町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

開会 午前10時00分

○議長（尾関俊治君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。よって、平成30年第4回笠松町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（尾関俊治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第103条の規定により、次の2名を指名いたします。

1番 竹中光重 議員

9番 船橋義明 議員

日程第2 会期の決定について

○議長（尾関俊治君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月19日までの13日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は13日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（尾関俊治君） 日程第3、諸般の報告を行います。

事務局長より報告いたさせます。

○議会事務局長（平岩敬康君） それでは、2点報告させていただきます。

1点目は、監査委員より平成30年度8月分、9月分及び10月分の例月現金出納検査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付させていただきました。

2点目は、平成30年11月21日に第62回町村議会議長全国大会が東京NHKホールで開催され、17項目の一般決議及び5項目の特別決議が採択されましたので、その写しをお手元に配付させていただきました。

なお、当大会には正副議長が出席をされております。以上でございます。

○議長（尾関俊治君） 理事者の報告を求めます。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、諸般の報告で工事の請負契約の締結であります。配水管の布設替工事で、契約金額、あるいは契約の相手方、工事内容等、詳細につきましては、議員の

皆さんのお手元にある議案資料の1ページから2ページをお目通しいただきたいと思います。

また、平成29年度の羽島郡二町教育委員会特別会計歳入歳出決算書と平成29年度の羽島市・羽島郡二町介護認定審査会事業特別会計の歳入歳出決算書の2件について、岐南町及び羽島市より報告をされましたので、お手元に配付をさせていただきました。

○議長（尾関俊治君） 以上、御了承願います。

日程第4 第6号報告及び日程第5 第68号議案から日程第12 議案第75号までについて

○議長（尾関俊治君） 日程第4、第6号報告及び日程第5、第68号議案から日程第12、第75号議案までの8議案を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提案の順序に従い、順次説明願います。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、本日提出をさせていただきました案件は、専決処分の報告が1件と、平成30年度笠松町一般会計補正予算の専決処分の承認が1件、笠松町農業委員会委員の任命同意が1件、笠松町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例ほか2件の条例案件3件、平成30年度笠松町一般会計補正予算ほか2件の補正予算の3件、以上9件であります。

このうち、議案書16ページの第69号議案の笠松町農業委員会委員の任命同意につきましては、笠松町の農業委員会委員の辞任に伴い、農業委員会等に関する法律第9条第1項及び笠松町農業委員会の委員選任に関する規則第2条の規定に基づき委員の募集をしたところ、岩村好廣氏が推薦されたため、同法第8条第1項の規定により議会の同意を得て任命するものであります。

その他の案件につきましては、副町長より詳細説明をいたさせますので、御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（尾関俊治君） 川部副町長。

○副町長（川部時文君） それでは、順次、御説明申し上げます。

議案書の1ページから9ページにわたっております第6号報告 専決処分の報告についてであります。

こちらは、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定された損害賠償の額について専決処分をしたので、これを報告させていただくものであります。

平成30年10月12日に6件、それから同じく11月5日に2件、いずれも財物事故に係る損害賠償の額について専決させていただきました。議案の2ページから9ページに詳細が記載されております。いずれも、台風21号により倒木、あるいは飛ばされた町の設備が原因で被害を与えた案件であります。

この専決の損害賠償額の合計は161万6,996円であります。10月22日から30日の間に示談が成

立しております。一件一件の説明は省略させていただきます。後ほどお目通しいただきたいと思っております。

なお、先ほど申しあげました金額に対して106万7,220円が全国町村会の総合賠償補償保険が適用されることになっております。

続きまして、議案の10ページから15ページにわたっておりますが、第68号議案 平成30年度笠松町一般会計補正予算（専決第2号）の専決処分の承認についてであります。

地方自治法第179条第1項の規定により、緊急を要するため、町議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定に基づき、これを報告して承認を求めます。

平成30年9月20日に専決をさせていただきました。補正額は1,353万9,000円です。

こちらも前の議案に関連しておりますが、専決処分させていただきましたのは、9月4日に接近した台風21号の影響で破損した施設の修繕や賠償に係る諸経費について予算計上をさせていただいたものであります。

15ページの歳出のほうから御説明申し上げます。

第2款の総務費、第1項 総務管理費、第8目の諸費であります。桜木の倒木等による家屋等への被害に対し賠償金を支払うため、補償補填及び賠償金を550万9,000円補正させていただきました。9件分です。

専決補正時に、この賠償額が未確定であったものは概算で予算計上いたしました。

先ほどもちょっと議場の外で申しあげましたが、昨日、一番被害の大きかった方から、全て自分の建物保険で対応することから、町からの賠償は辞退する旨の申し出がありましたので、300万円ほど、先ほど申しあげた550万から不執行になることをあらかじめ御報告させていただきます。

なお、先ほど全国町村会の総合賠償補償保険の額を申しあげましたが、この時点では共済額が不確定のため、全て補正は一財で対応してございまして、財源には入っておりません。

第13款の災害復旧費、第1項 公共施設災害復旧費、第1目 総務施設災害復旧費でございますが、こちらは飛来物が庁舎西駐車場の防災倉庫に落下し破損した屋根を修繕するために工事請負費を25万6,000円計上させていただきました。

同じく2目の民生施設災害復旧費の関係でございますが、こちらも台風で被害を受けたことも館施設の修繕工事請負費を16万6,000円計上させていただきました。内訳としては、西側屋根軒下の修繕と外灯グローブの修理交換を対応させていただきます。このうち、軒下の部分は共済金の9万9,000円で対応できます。

それから、3目の商工施設災害復旧費でございますが、こちらは町内の各地で発生した倒木及び支障枝の撤去に係る委託料を413万5,000円計上させていただきました。内容的には、米野

ゲートボール場倒木など19カ所分の処理委託料であります。こちらは全て一般財源対応であります。なお、このほか環境経済課と建設課の既存の予算で5カ所は対応しております。金額的には200万円強かかっております。

それから、4目の土木施設災害復旧費ですが、側溝舗装等修繕工事請負費の表示がありますが、こちらは東金池港町1号線沿い、ちょうどこの議場の東側ですが、こちらの道路に設置してございます目隠しフェンスが基礎から傾いたため、修繕に係る工事請負費を50万8,000円計上させていただきました。また、公園維持修繕工事請負費と表示がございますが、こちらは笠松町競馬場三角駐車場西側のり面の桜木が倒れたことにより損傷しましたのり面の階段の手すりの修繕をするため、70万2,000円、工事請負費を計上させていただきました。また、台風21号により木曾川が増水し、笠松みなと公園のせせらぎ水路、芝広場及び沿道に蓄積しました土砂の撤去に係る工事請負費を113万4,000円計上させていただいております。全て一般財源の対応でございます。

そして、5目の教育施設災害復旧費ですが、こちらは笠松中学校の校舎から屋内運動場への渡り廊下に設置してございますげた箱が暴風により設置面の床板ごと外れ、吹き飛びました。また、これにより入り口の取っ手も破損したため、これらの修繕に係る工事請負費を105万9,000円計上させていただきました。こちらは、全額全国自治協会の建物災害共済金で対応できます。また、スポーツ交流館の玄関照明灯の支柱も折れましたので、こちらも7万円対応しております。

歳入であります。今回の補正に伴い不足する財源に財政調整基金を充てるため、繰入金で1,238万2,000円計上させていただきました。

続きまして、17ページから20ページにわたっておりますが、議案資料では3ページから7ページです。

第70号議案 笠松町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例についてであります。

こちらは、平成31年4月から下水道事業に地方公営企業法を全部適用することに伴い、現行の笠松町水道事業の設置等に関する条例を全部改正し、水道事業及び下水道事業の設置とその経営の基本に関する事業について定めるものであります。つまり下水道事業は、町長事務部局から分離し、水道課は水道事業を含め公営企業のための組織となります。

第1条の趣旨といたしましては、地方公営企業法第4条の規定に基づき水道事業及び下水道事業の設置等について必要な事項を定めるものとする旨を規定いたします。

第2条は、第1項で、生活用水その他の浄水を笠松町町民に供給するため水道事業を設置する旨を規定、第2項では、公共用水域の水質の保全に資するため下水道事業を設置する旨を規定いたします。

第3条では、地方公営企業法の第2条第3項及び地方公営企業法施行令第1条第2項の規定

により、下水道の事業に法の規定の全部適用をする旨を規定いたしますが、上水道はもともと規定されておりますので、今回の記述はございません。

第4条の関係ですが、経営の基本として、第1項で水道事業及び下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない旨を規定いたします。第2項では、水道事業の経営規模について規定、第3項では下水道事業の経営の規模について規定いたします。

そして第5条では、第1項で法と施行令の規定に基づきまして、水道事業及び下水道事業に管理者を置かないものとする旨を規定いたします。第2項では、そのかわり、法の規定に基づき水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う町長に属する事務を処理させるために水道部を置く旨を規定いたします。

そして、第6条では、重要な資産の取得及び処分の内容として、これは町長部局と同じですが、予算で定めなければならない水道事業及び下水道事業の用に供する資産の取得または処分は、予定価格が700万円以上の不動産もしくは動産の買い入れもしくは譲渡、ただ土地については1件5,000平方メートル以上のものに限るということで、そういった旨を規定いたします。

それから、第7条も町長部局と同じですが、議会の議決を要する負担付きの寄附の受領を規定するもので、この両事業の業務に関し、法の規定に基づき条例で定めるものを規定しまして、1号では負担付き寄附または贈与を受領すること、それから2号では法律上町の義務に属する損害賠償の額の決定で、当該決定に係る金額が300万円以上のものを規定いたします。

それから、第8条の第1項では、水道事業及び下水道事業に関し、法の規定に基づき毎事業年度2回に分けて業務の状況を説明する書類を作成しなければならない旨を規定いたします。第2項では、その業務の状況を説明する書類には、その下にありますように、事業の概況、それから経理の状況、それから水道事業及び下水道事業の経営状況を明らかにするため町長が必要と認める事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、それから5月31日までに作成する書類においては、同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針、それぞれそれを明らかにしなければならない旨を規定いたします。それから、第3項では、天災その他やむを得ない事故の場合の対処について規定をいたします。

そのほか、附則によりまして、ほかの条例の改廃を行います。

まず、附則の第2項関係では、笠松町特別会計条例の廃止を行います。地方自治法第209条第2項の規定により掲げられた特別会計は笠松町下水道事業特別会計のみでありますので、今回この特別会計条例は廃止いたします。

また、附則の第3項で笠松町職員定数条例の一部を改正いたします。町長事務部局と企業関係職員の定数を改正するもので、町長の事務部局の職員を「140人」から「133人」に、それか

ら企業関係職員を「7人」から「13人」に改正するものであります。

附則の第4項関係は、笠松町都市計画審議会条例の一部改正で、審議会の庶務を「建設水道部」から「建設部」に改めるものであります。

また、附則の第5項関係ですが、笠松町下水道条例の一部を改正いたします。第1条の趣旨を記載のように改め、第3条の設置の部分を削除いたします。

それから、附則の第6項の関係であります。笠松町水道事業給水条例の一部を改正いたします。こちらは、引用条例の全部改正に伴う改正であります。

最後に、附則の第7項関係ですが、笠松町上下水道事業経営審議会設置条例の一部改正を行うもので、審議会の庶務を「建設水道部水道課」から「水道部」に改めるものであります。

施行期日は、平成31年4月1日であります。

続きまして、21ページの第71号議案、議案資料では8ページから10ページにわたっております。

笠松町部設置条例の一部を改正する条例についてであります。

下水道事業の公営企業化及び組織体制の見直しに伴い、部の分掌事務の一部を変更するため所要の規定整備を行うものであります。

下水道事業の公営企業化に伴い、この条例の中では「建設水道部」を「建設部」に改め、建設部の分掌事務から下水道事業に関するものを削ります。関連業務を集約いたしまして、住民の利便性の向上と事務の効率化を図るため、建設課が現在担当しております空き家等対策に関する事務を環境経済課へ移管することに伴い、企画環境経済部の分掌事務に空き家等対策に関するものを加えます。

また、空家等適正管理審議会設置条例第7条に規定してあります庶務担当を「建設水道部」から「企画環境経済部」に改めます。

なお、分掌事務の分類上、条例上には記載されておきませんが、駐輪場の管理や、それから農業用水路しゅんせつにおける羽島用水等の協議の関係は、ほかの業務、例えば交通安全等との関連性があることから、こちらは環境経済課から建設課に移して行うことと予定しております。

施行期日は、平成31年4月1日であります。

続きまして、22ページ、23ページにわたっておりますが、第72号議案 笠松町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

こちらは、子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴い、未婚のひとり親を寡婦等とみなす特例及び都道府県から指定都市への税源移譲に伴う特例について、所要の規定整備を行うものであります。

いずれも、議案の22ページの改正条文のとおり、別表の1は双葉幼稚園のような幼稚園、それから別表の2は各保育所ですが、この備考欄を改正するものであります。

まず、未婚のひとり親を寡婦等とみなす特例についてであります。別表の1では6を加えるもので、別表2では9を加えるもので、婚姻歴の有無にかかわらず、ひとり親家庭の特定教育・保育施設の利用者負担上限に係る市町村民税の均等割及び所得割の算定について、保護者の申し出により地方税法上の寡婦等による算定を適用するものであります。

なお、制度を改正したことについては、改正条例の公布後、保護者全員に保育所等を通じて周知する予定であります。

それから、2つ目の内容の都道府県から指定都市への税源移譲に伴う特例についての改正であります。こちらは別表1では7を加えるもの、別表2では10を加えるものです。こちらは地方分権一括法により県費負担教職員の給与負担事務が都道府県から指定都市に移譲されることに伴い、都道府県から指定都市への税源移譲が行われ、平成30年度から指定都市のみ市町村民税が6%から8%に変更されました。ところが、この利用者負担額の改正区分は市町村民税の所得割の世帯の合算額を用いて決定しているため、この指定都市と他の市町村の居住者との税額が異なることになり不公平が生じるため、指定都市以外の区域に住所を有する者と同様の算定方法を適用するものであります。現在調べたところ、該当者はいないようであります。

施行令等の改正が平成30年8月31日に公布され、9月1日から施行する旨の通知が岐阜県から平成30年9月3日付でありました。内容等についての整理をする必要があったことから、今回の改正となったものであります。

施行期日は公布の日からで、平成30年9月1日から適用するものであります。

それから、24ページから33ページにわたっておりますが、第73号議案 平成30年度笠松町一般会計補正予算（第5号）についてであります。

今回、1,971万4,000円を増額補正させていただきます。

いつものように、歳出のほうから御説明いたしたいと思っております。

29ページをお開きいただきたいと思います。

第2款の総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費で、こちらは無償のリース期間が満了します電気自動車を買取りすることといたしましたので、これに伴う諸経費を合計で81万6,000円増額補正させていただきます。内容といたしましては、車検を受けるための費用とそれから現在、県町書庫にこれを置いて充電をしておりますが、こちらは中央公民館へ移転したいと思いますので、電源整備料として2万8,000円。それから、備品購入費を63万円補正しておりますが、3年間使った後の残存価格が62万9,750円ということで、この買取り費用を計上させていただきました。あと残りは車検の費用でございます。

それから、第2目の文書費でございますが、こちらは例規の改正が予算で見込んだより多く

見込まれることに伴い、例規システム委託料のデータベースシステム更新費用30件分を51万9,000円増額させていただきます。

そして、第3目の財産管理費ですが、まず光熱水費の関係ですが、旧の学校給食センターであります。当初予算の段階では、当面使途が決まるまではそのままにしておくということで、いろんな経費は計上していなかったわけなんです。これを一部貸し付けたことにより光熱水費が発生したため、需用費の光熱水費を15万4,000円増額させていただきます。内容は、電気料と水道料であります。

また、普通財産の杉山邸ですが、こちらの修繕の申し出依頼がありましたので、修繕料を52万円増額させていただきます。内容的には、玄関前の土間の陥没修繕、それから倉庫土台の下の修繕、それからしっくい壁の修繕、といの修繕で、合計で51万9,373円の見積もりが出ております。

それから、委託料が計上してございますが、次年度以降に処理を予定していましたPCBが入った安定器のうち、高濃度PCBの廃棄物を減らすために廃安定器を分別する委託料として97万2,000円を計上させていただきました。ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理委託料であります。

それから、4目の電子計算費で委託料の補正がしてございます。こちらは、平成31年10月より全地方公共団体で運用されます地方税共通納税システム、これは納税者が複数の団体の地方税を一括して納入できる制度でございますが、これに対応するため、町の総合行政情報システムの改修委託料を43万8,000円計上させていただきました。

それから、5目の町民バス運行費に修繕料の補正がございまして、こちらは公共施設巡回町民バスの1号車のクラッチ修繕等の必要が生じたため、修繕料を38万2,000円増額補正させていただきます。

第6目の防災対策費であります。こちらは平成30年6月に発生いたしました大阪府北部を震源とする地震でブロック塀倒壊事故を受けまして、ブロック塀の除去に対する助成制度を拡充したことに伴い制度利用者の増加があったことと、今後も申請件数の増が見込まれるため、負担金補助及び交付金を既存の315万1,000円に加え、196万9,000円増額させていただきます。

それから、総務費の第2項 企画費の第1目 企画総務費であります。こちらはふらっと笠松運営スタッフの一時的な欠員に伴い臨時職員による代替勤務が生じたため、その分の賃金を9万6,000円増額させていただきます。

そして、消耗品の20万6,000円の補正がございまして、こちらは土地利用規制等対策事務に要する消耗品を8万円増額させていただきます。これは、過去3年分の事務実績で事務費が県から配分されますので、事務費を増額するものであります。全額、県の補助金であります。それから、笠松力検定ですが、ことし、第10回目となりますので、これを記念として受検者に記

念の粗品を贈呈するため、消耗品を12万6,000円増額させていただきます。既に終わっておりますが、キッズ、ビギナー受検者用にもシャープペンシル、それから来年実施されます検定の一般受検者用に特注のボールペンを製造したいと思っております。

それから、第4項の住民基本台帳費、第1目の戸籍住民基本台帳費ですが、こちらはマイナンバーカード旧姓併記に関する制度改正に伴い、総合行政情報システムと住基CSサーバー間及び法務省連携端末間を直接連携するに当たり、その切りかえ委託料を68万1,000円増額させていただきます。

一方、平成31年1月末をもって庁舎内に設置のゲートウエー機器を廃止することにより補修委託料を8万円、それからゲートウエーの機器使用料を6万円減額する補正でございます。

それから、第5項の選挙費、第1目 選挙管理委員会費でございますが、岐阜県議会選挙が当初予算の段階では4月14日を想定いたしておりましたが、4月7日に執行される見込みとなったことにより、委員報酬あるいは選挙執行経費を151万円増額させていただきます。財源につきましては県の選挙委託金を見込んでおまして、全額は見込めず、差額は平成31年度精算となっております。

それから、31ページの第3款 民生費、第1項 社会福祉費、第4目 障害福祉費でございますが、こちらは障害者自立支援給付費国庫負担金及び岐阜県障害者自立支援給付費等負担金に係る平成26年度分の事業費確定に伴い、国・県負担金等の返還が生じるため、償還金利子及び割引料を17万5,000円増額させていただきます。

第5目の福祉医療費ですが、こちらは重度心身障害者医療費の増加により扶助費を299万1,000円増額させていただきます。財源につきましては、過年度収入の増が見込まれ現年度分と相殺されるため、補正はいたしません。それから、母子家庭等医療費の増加により扶助費を217万6,000円増額させていただきます。財源としては、県の補助金が2分の1であります。

それから、第7目の国民年金総務費ですが、こちらは国民年金の第1号被保険者、自営業の方ですが、こちらの産前・産後期間に係る保険料免除申請の受付が平成31年4月から開始されることに伴い、システムを改修するために委託料を43万8,000円増額させていただきます。全額、国庫支出金で対応いたします。

第2項の児童福祉費、第1目の児童措置費ですが、こちらは各保育所のブロック塀の緊急点検を行いまして、亀裂等が確認された第1保育所のブロック塀を補強するため、補強工事に対する補助金を22万8,000円増額するものであります。国庫補助金は3月議会で財源補正予定であり、最終的に国が2分の1、町が4分の1、事業者が4分の1ということになります。

第4款の衛生費、第2項 清掃費、第1目の塵芥処理費でございますが、こちらは笠松競馬場から排出される馬ふんの処分についてはJAぎふの堆肥センターへ搬入していましたが、豚コレラの影響で持ち込みができなくなったことにより、焼却処分に係る経費を合計で1,736万

9,000円増額するものであります。内訳といたしましては、可燃ごみの処分業務委託として1,395万9,000円、それから民間処理施設搬入業務委託料301万8,000円、これは長野県の施設への委託料であります。そのふえた分を三重県の施設へ持っていきますので、伊賀市環境保全負担金を39万2,000円増額いたします。657トンの排出を見込んでおりました、岐南町と笠松町と馬房数で案分しておりました、全体では104ありまして、62が笠松町の方でございます。財源につきましては、全て岐阜県地方競馬組合からいただくことになっております。

32ページの第5款 農林水産業費、第1項 農業費、第3目 農業振興費ですが、こちらは家畜の伝染性疾病、病虫害の発生予防、蔓延防止のために防疫設備の整備に対する補助金を26万5,000円増額するものであります。これは、門間地内の畜産業者に対するものですが、事業費の2分の1の補助となっております。

それから、4目の農地費ですが、こちらも台風21号の関係ですが、その影響で正木排水機場の門扉の破損や次期工事箇所のボーリング調査の実施による事業費の増額補正を行うものであります。まず、かんがい排水事業負担金ですが、これは逆川流域の排水対策事業負担金でございます、先ほど言いましたが門扉の修繕が12万円、ボーリング調査と水路工事の延長40メートルございますが、その分でございます。

それから、平成31年度以降に予定しておりました羽島用水の水管理システム整備工事を早期着工し、災害等の未然防止を図るため、負担金を82万8000円増額させていただくものであります。

それから、第7款の土木費、第2項 道路橋梁費、第2目 道路新設改良費でございますが、こちらは道路拡幅のため無動寺地内の土地取得に係る経費を増額補正するもので、こちらは平成23年度に工事は完了しておりますが、正神社というのがあるんですが、その境内を横切っております町道の関係でございます、当時、工事以降に実施する予定で関係者が不在となっておりますが保留されていましたが、条件が整ったため今回補正させていただくものであります。

第4項の都市計画費の第1目の都市計画総務費ですが、こちらは下水道事業特別会計の前年度繰越金の精算等の補正に伴い、一般会計からの繰出金を減額するものであります。

それから、第9款の教育費、第6項 保健体育費、第3目 総合会館費でございますが、こちらは猛暑により7月から最大電力がデマンド契約以上に使用し、基本料金が増加したため需用費を55万9,000円増額するものでございます。

歳出の最後でございます。第10款の公債費の関係でございますが、元金と利子を補正させていただきました。長期貸し付けの利率見直し及び平成29年度長期貸し付けの利率確定により償還金利子及び割引料を補正させていただきます。利率見直し方式の長期借入金は10年ごとに利率を見直すことになっておりますが、こちらは平成19年度債でございます、1件がこの方式で

借りておりましたので、利率が1.5%から0.1%に減額されたため、このような補正となりました。

歳入につきましては、おおむね歳出で御説明申し上げましたので、触れていないものとしたしましては、28ページの17款の繰入金でございますが、今回の補正に伴い、財源に充てていた財政調整基金繰入金を556万5,000円減額させていただきます。

それから、19款の諸収入であります。返還金の補正でございますが、こちらは平成24年度に羽島郡広域連合で施行した消防救急デジタル無線整備工事について、契約違反により沖電気工業株式会社の岐阜支店からの違約金を構成団体である笠松町と岐南町に返還されるもので、笠松町へは549万1,000円返還されたものであります。

以上が一般会計の補正でございます。

続いて、34ページから36ページにわたっております第74号議案 平成30年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

今回、3,334万2,000円を増額補正させていただきます。

36ページの歳出でございますが、前年度分の国庫負担金等の精算に伴い返還金を増額するもので、療養給付費等負担金返還金が3,311万5,000円、特定健康診査等負担金返還金が22万7,000円であります。

36ページの同じく歳入ですが、今回の増額補正に伴い不足する財源に前年度繰越金を充てるため、繰越金を3,334万2,000円増額しております。

それから、37ページから40ページにわたっております第75号議案 平成30年度笠松町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

今回、332万9,000円を減額させていただきます。

39ページの歳出のほうでございますが、平成29年度の消費税及び地方消費税の確定に伴い、消費税を532万7,000円減額します。

また、管路布設替箇所が発生に伴い、工事請負費を199万8,000円増額するものであります。

歳入につきましては、前年度繰越金を全額予算計上いたしまして、前年度繰越金を709万6,000円増額させていただきます。そして、一般会計からの繰入金を1,042万5,000円減額させていただきます。

以上が今議会に提案させていただきました案件でございます。よろしく審議いただきますようお願いいたします。

○議長（尾関俊治君） お諮りいたします。これよりの議事の進め方といたしましては、各議案について1議案ごとに質疑、採決を行いたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、そのように進めてまいります。

お諮りいたします。この際、第69号議案 笠松町農業委員会委員の任命同意についてを先議いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よつて、第69号議案を先議することに決しました。

第69号議案 笠松町農業委員会委員の任命同意についての質疑を許します。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決を行いたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よつて、第69号議案は原案のとおり同意されました。

お諮りいたします。明12月8日から13日までの6日間は議案精読のための休会とし、12月14日午前10時から本会議を再開いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よつて、明12月8日から12月13日までの6日間は休会とすることに決しました。

散会の宣告

○議長（尾関俊治君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前10時53分